

南三陸町公告

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月30日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

(1) 件名

南三陸町ホームページ広告枠売却業務

(2) 売却物件の概要

南三陸町公式ホームページに設定する10枠の広告枠に、民間企業等のバナー広告を掲載する権利

(3) 広告の掲載期間

平成25年12月1日から平成26年11月30日まで

(4) 売渡基準額

150,000円（税込み）

2 入札参加資格

(1) 南三陸町公式ホームページに広告を掲載しようとする広告主の依頼により、広告に係る業務を業として取り扱うことができること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

(3) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

3 入札参加資格の承認申請

(1) 入札参加資格申請書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を1部持参または郵送で提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格申請書

イ 業務実績調書

ウ 誓約書

エ 発行後3月以内の商業登記簿現在事項証明全部証明書

(2) 入札参加資格申請書類の交付

ア 交付期間

平成25年10月30日（水）から平成25年11月6日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町企画課

※ 南三陸町ホームページからもダウンロードできるものとする。

(3) 入札参加資格申請書類の提出期限等

ア 提出期限

平成25年11月6日（水）まで。

イ 場所

南三陸町企画課

(4) 入札参加有資格者については、申し込みのあった者に参加資格の有無について通知する。

(5) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で問い合わせすることができる。

4 入札手続等

(1) 仕様書の交付

ア 期間

平成25年10月30日（水）から平成25年11月6日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町企画課

※ 南三陸町ホームページからもダウンロードできるものとする。

(2) 入札方法

ア 町指定の入札書を1枚作成し、封入・封印のうえ平成25年11月12日（火）

正午までに、南三陸町企画課まで持参または郵送により提出すること。

イ 入札金額の記載にあたっては、税込みの金額とすること。

5 開札等

(1) 開札は、平成25年11月12日（火）午後3時、南三陸町総務課内において行うものとする。なお、事業者立会いの入札会は行わないものとする。

(2) 入札した者のうち、売渡基準額以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 上記に該当する者が2人以上いるときは、追ってくじ引きによって落札者を決定する。

6 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

7 入札の無効等

(1) この公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに南三陸町財務規則の規定に違反した者のした入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格がある旨を承認された者であっても、承認後入札時点において、入札参加資格を満たさなくなった者の入札は、無効とする。

8 契約の締結

(1) 契約の締結

契約は、開札の日から7日以内に締結しなければならない。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失う。

(2) 売買代金

売買代金は、落札が決定した入札書記載の金額とする。

9 その他

(1) 広告掲載基準

掲載する広告は、南三陸町広告掲載要綱（平成19年南三陸町告示第78号）、南三陸町広告掲載基準（平成19年南三陸町告示第79号）及び南三陸町広告掲載基準の細目に関する要領（平成19年南三陸町告示第80号）の規定に適合するものであること。

(2) 問い合わせ

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町企画課情報政策係 担当者 井上・近岡

電話 0226-46-1371 (直通)

FAX 0226-46-5348